

同時発表  
四国地方整備局

平成27年6月23日  
大臣官房地方課  
港湾局総務課

## 国土交通省四国地方整備局発注工事に係る 官製談合防止法に基づく調査結果及び損害賠償請求について

平成24年10月17日に、高知県内における国土交通省四国地方整備局発注工事に係る入札談合事案に関して、公正取引委員会から事業者に対し排除措置命令等が行われました。

今般、当省は、当該事業者及び官製談合に関与した同整備局の元副所長に対し、損害賠償請求を行いましたので、お知らせします。

### 1. 調査結果の公表

官製談合防止法第4条第1項及び第2項に基づき、国の損害の有無並びに職員の賠償責任の有無及び国に対する賠償額について調査を行い、その結果をとりまとめましたので、別添により公表します。

### 2. 損害賠償請求

本日、入札談合事案に関与した事業者39社に対して、損害賠償請求を行いました。また、官製談合に関与した同整備局の元副所長7名に対して、事業者との連帯債務として損害賠償請求を行いました。詳細については、別紙のとおりです。

#### ※損害賠償請求額について

損害額は、実際の落札価格と競争市場が正常に機能していたと考えられる場合の想定落札価格との差から、対象となる工事ごとに算定しました。

対象となる工事のうち、受注者に独占禁止法等の違反行為があった場合に請負代金額の10分の1相当額を違約金として支払う契約条項がある工事については、平成25年7月に違約金の支払請求を行い、現在までに約32.5億円が支払われたことから、これを上記損害額から差し引いて損害賠償請求を行いました。

#### 【問合せ先】

○大臣官房地方課公共工事契約指導室

公正入札監視官 渡邊（内線 21-952）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8919 FAX 03-5253-1533

○港湾局総務課

課長補佐 栗原（内線 46-185）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8663 FAX 03-5253-1648

(別紙)

【事業者への請求額】

請求相手	件数 <sup>(※2)</sup>	請求額(元本) <sup>(※2)</sup>
事業者 39 社 <sup>(※1)</sup>	74 件	327,238,078 円

※1 土佐国道事務所及び高知河川国道事務所発注の一般土木工事(C等級)並びに高知港湾・空港整備事務所発注の港湾土木工事(B等級)に係る談合事案に関し、公正取引委員会が談合の関与を認定した42社から、解散した1社と吸収合併により消滅した2社を除いたもの。

※2 件数及び請求額(元本)は、受注工事ベース。このうち、高知港湾・空港整備事務所発注の港湾土木工事(B等級)18件(32,831,597円)については、官製談合事案に該当しないため、事業者のみに請求を行っている。

【国土交通省四国地方整備局元副所長への請求額】

請求相手	件数	請求額(元本)
元副所長 7 名	56 件	294,406,481 円

【これまでの経緯】(参考)

平成 24 年	9 月 7 日	国土交通省が「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置
	10 月 17 日	公正取引委員会が事業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令 公正取引委員会が国土交通省に対し改善措置要求及び要請
	10 月 26 日	国土交通省が事業者に対し指名停止措置
平成 25 年	3 月 14 日	上記委員会が報告書を取りまとめ、公表 国土交通省が公正取引委員会に対し改善措置内容を報告
	7 月 26 日	国土交通省が事業者に対し契約に基づく違約金を請求

官製談合防止法第4条第1項及び第2項に基づく損害の有無  
並びに賠償責任の有無及び賠償額の調査の結果について

平成27年6月23日  
国土交通省

I 調査の趣旨

平成24年10月17日、公正取引委員会は、国土交通大臣に対し、四国地方整備局土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が発注する一般土木工事（C等級）に関し、複数の職員が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「官製談合防止法」という。）第2条第5項第3号に違反し、入札談合等関与行為を行っていたとして、同法第3条第2項に基づき、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

併せて、同日、公正取引委員会審査局長は、当省大臣官房長に対し、過去二度にわたり、当省職員が行っていた入札談合等関与行為について必要な改善措置を講ずるよう求め、当省において改善措置が講じられてきたにもかかわらず、依然として、入札談合等関与行為が繰り返し行われている事実を踏まえ、省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう要請した。

当省は、上記改善措置要求及び要請を踏まえ、「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」の指導を得ながら、実態解明と再発防止対策等の検討を行い、「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「報告書」という。）をとりまとめ、官製談合防止法第3条第6項に基づき、平成25年3月14日に公表するとともに、公正取引委員会に通知した。

今般、上記改善措置要求を受け、国土交通大臣から官製談合防止法第6条第1項に基づいて指定された大臣官房長は、官製談合防止法第4条第1項及び第2項に基づき、国の損害の有無並びに職員の賠償責任の有無及び国に対する賠償額について調査を行ったので、その結果を公表する。

## Ⅱ 調査結果

### 1. 国の損害の有無について

平成24年10月17日、公正取引委員会は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所発注の一般土木工事（C等級）について、入札参加事業者らが共同して、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、両事務所発注の一般土木工事（C等級）の取引分野における競争を実質的に制限していた行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当するものとして、排除措置命令を行った。この排除措置命令については、事業者による審判請求が行われず、既に確定している。

これらの状況に鑑みれば、土佐国道事務所が平成20年4月1日から平成23年12月6日までに発注した一般土木工事（C等級）及び高知河川国道事務所が平成20年4月1日から平成23年12月5日までに発注した一般土木工事（C等級）において談合行為が行われた事実が認められ、この談合行為により、当該期間の当該2事務所の発注工事については、正常な市場による競争が妨げられ、国に損害が生じたと解することが相当である。

### 2. 入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無について

改善措置要求によれば、平成20年4月1日から平成23年12月6日までの間の歴代3名の土佐国道事務所副所長（改築担当）及び平成20年4月1日から平成23年12月5日までの間の歴代3名の高知河川国道事務所副所長（道路担当）は、当該事務所発注の一般土木工事（C等級）に関し、遅くとも平成20年4月1日以降、世話役であるミタニ建設工業（株）の代表取締役社長の求めに応じ、同人に対して、①入札参加予定者、②入札参加事業者ごとの総合評価の点数、③予定価格等の未公表情報を教示していた。

これらの行為は、官製談合防止法第2条第5項第3号の規定に違反し、事業者による談合行為を容易ならしめるものである。したがって、国に多大な損害を与えた責任を免れるものではなく、損害賠償責任を負うと解することが相当である。

また、報告書にあるとおり、平成20年4月1日から平成23年12月5日までの間の歴代3名の高知河川国道事務所副所長（河川担当）は、同事務所の副所長（道路担当）の要請に応じ、事業者による談合行為に使われることを一定程度認識しながら、予定価格に関する情報を副所長（道路担当）に提供していた。このような秘密情報を厳重に管理すべき立場にありながら、入札関連の秘密情報を漏えいしたことは、事業者による談合行為を容易ならしめるものである。したがって、国に多大な損害を与えた責任を免れるものではなく、損害賠償責任を負うと解することが相当である。

### 3. 賠償請求を行う額について

2. に記載の9名の元副所長（以下「元副所長ら」という。）が入札談合等関与行為を行ったと認められる工事の損害額は、過去の同種事案の例を踏まえて算定することが適当である。当省においては、平成22年1月4日、地方整備局が発注した水門設備工事について、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令により談合行為を行っていたと認定された事業者及び入札談合等関与行為を行った元職員に対して損害賠償請求を行ったが、この際の損害額は、当該工事の落札価格と、談合行為がなかった場合の市場が正常に機能している状況で想定される落札価格（想定落札価格）との差であると解して算定したところである。この想定落札価格は、談合行為終了後、市場が正常に機能していない期間である談合行為に関与した事業者が指名停止を受けている期間（平成19年3月～平成20年9月）を除外した期間における同種工事の平均落札率を基に算定したものである。

また、判例（東京高裁平成23年8月30日判決）においても同様の考え方が示され、

- ・「談合による発注者の損害額は、談合がなければ存在したであろう落札価格（想定落札価格）を推定し、これを当該談合に係る物件の現実の落札価格から控除して算定するのが相当である。」
- ・「工事の規模、仕様等が相違するなど、比較の対象となる同一の工事が存在せず、個別の工事に係る現実の落札価格をもって想定落札価格を推認することが相当でないときは、違反行為終了後の期間で、かつ、違反行為がされていた期間と比較して価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動のない期間における同種事例を抽出し、その落札価格と予定価格との比率（落札率）をもって想定落札価格を推認するのが相当と解される。」

・「本件同種入札事例は、具体的な工事の規模、場所、内容、更には最終契約金額の決定方法等の点において、異同があることは否定し難いものの、いずれも鋼橋上部工工事という同種の工事であり、類型的な同一性を認めることができる上、相当数の同種入札事例を集積してその平均値を採ることで、個々の工事の特殊性を排除し、同種入札での一般的な落札傾向を把握することは可能と解される。」

とするなど、公共工事の入札談合に係る損害賠償請求額の算定方法は、既に一定のルールが確立されたものと解するべきである。

このため、本件においても、当該工事の落札価格と、談合行為に関与した事業者が指名停止を受けている期間（平成24年10月～平成25年9月）を除外した期間における同種工事の平均落札率を基に算定した想定落札価格との差を損害額としている。

上記の考え方に基づき算定された損害額については、第一義的には、不法な利益を得た受注者から回収を図るべきと考えられる。しかし、談合行為は受注者のほか、入札参加者、世話役事業者、元副所長らによる共同不法行為であり、全員が連帯して損害賠償の責任を負うものである（民法第719条）。これらの者の責任は不真正連帯債務と解されることから、これらの者すべてに対し、全部又は一部の債務の履行を請求することとする（民法第432条）。したがって、元副所長らに対しては、それぞれが関与した工事に係る損害額のうち、違約金により受注者から既に支払われている分を差し引いた金額を他の共同不法行為者とともに請求することとする。

なお、違約金の支払いにより損害がすべて回復している工事については請求の必要がないため、関与した工事の損害がすべて回復している2名の元副所長を除く7名の元副所長に対し、総額294,406,481円（元本）の請求を行うこととする。